

# 加茂市診療所設置奨励事業の新設について

加茂市内で新規に診療所（医科）の開業又は既存の診療所（医科）の継続をする場合、補助を受けることができます。

## 補助対象者

- ・加茂市内に診療所（医科）を開業する方
- ・加茂市内で既存診療所（医科）を継続する方



## 補助金の種類

- 新規開業奨励金 1,000万円  
(市内既存診療所で医師人数の増加に伴い新たな診療科を開設するために医療施設を新設、増築、改築する場合を含む)
- 診療所後継者奨励金 1,000万円

## 補助の要件

- ・補助金の交付を受けた方は、市立学校の学校医、市が実施する健康診査等、休日在宅当番医制度について協力を求められたときは、これに協力するものとします。
- ・一般社団法人加茂市医師会に加入すること。

※補助金の活用を検討される場合、まずはお問合せください。

お問合せ先 新潟県加茂市健康福祉課 健康づくり係

TEL 0256-52-0080(内線162)

FAX 0256-52-0285

kenko@city.kamo.niigata.jp

詳しくは加茂市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kamo.niigata.jp/>

